

宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金交付要綱

平成23年6月16日
県 民 政 策 部
生活・協働・男女参画課

(趣旨)

第1条 県は、市町村・NPO等及び企業との協働を推進するため、予算で定めるところにより、市町村又は協議体に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) NPO等 特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織及び協同組合等の民間非営利組織
- (2) 協議体 NPO等と県内市町村を構成員に含む団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件等は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全

部又は一部を県に納付すること。

(4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助事業に要する経費相互間におけるいずれか少ない額の20パーセント以内の経費の配分の変更とする。

(計画変更等の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画の変更の場合 補助事業計画変更承認申請書 (別記様式第3号)
- (2) 中止又は廃止の場合 補助事業中止(廃止)承認申請書 (別記様式第4号)

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、概算払により交付する。

(報告及び検査等)

第10条 知事は、必要があると認める場合は、補助対象者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 新しい公共推進モデル事業成果等報告 (別記様式第5号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第6号)
- (3) 事業実施に係る写真
- (4) 支出を証する書類

2 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をし

た者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数5年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月16日から施行し、平成23年度の予算に係る宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

要件	<p>補助事業は下記の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 医療・福祉、教育、子育て、まちづくりなど地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組と認められ、他の地域のモデルになる新規事業であること。</p> <p>(2) 事業の実施にあたり、多様な担い手（NPO等、企業、市町村を含み、その構成メンバーは概ね5団体以上とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体を立ち上げ、新しい公共による取組を進めるものであること。</p> <p>また、事業成果が一時的なものとならないように、事業終了後も会議体を活用した取組を継続させること。</p>
事業期間	補助金の交付の決定の日から同年度3月31日までに終了する事業
経費負担	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>当該補助事業の実施に係る給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、火災保険料）、委託料、補助金、工事請負費、備品購入費等のうち県が必要と認める経費</p> <p>(2) 補助率等</p> <p>イ 10分の10以内とする。</p> <p>ロ 工事請負及び備品購入等については、当該事業の補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、支援事業の趣旨に合致し、かつ、真に必要不可欠であり補助事業終了後も継続して使用し、善良な管理者の注意をもって管理する場合に限る。</p> <p>(3) 補助基準額</p> <p>1事業ごとの上限額は1,000万円とし、下限額は100万円とする。</p>

別記

様式第 1 号（規則第 3 条関係）

新しい公共推進モデル事業実施計画書

事業名	
事業概要	
事業内容	
マルチステークホルダーの体制及び取組予定	
事業実施期間	

様式第2号（規則第3条関係）

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
自己調達資金等		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
給料		
職員手当等		
共済費		
報償費		
旅費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
燃料費		
印刷製本費		
光熱水費		
使用料及び賃借料		
役務費		
通信運搬費		
広告料		
手数料		
火災保険料		
委託料		
補助金		
工事請負費		
備品購入費 等		
合 計		

(3) 支出詳細

(単位：円)

費 目	事業金額	経 費 内 訳
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 広告料 手数料 火災保険料 委託料 補助金 工事請負費 備品購入費 等		
合 計		

様式第3号（第8条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金に係る補助事業
計画変更承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった標記の補助事業の内容を
下記のとおり変更したいので、宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金交付要綱第9条第1号
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更の内容（様式第3号の別紙1及び別紙2を添付すること。）

3 変更の理由

様式第3号の別紙1

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

(注1) 申請書の記載事項に準じて記載すること。

(注2) 補助事業の計画変更のうち、補助事業に要する経費の増減の場合には、この表を作成すること。

様式第3号の別紙2

変更申請に係る収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
自己調達資金等					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	変 更 前 予 算 額	変 更 後 予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
給料					
職員手当等					
共済費					
報償費					
旅費					
賃金					
需用費					
消耗品費					
燃料費					
印刷製本費					
光熱水費					
使用料及び賃借料					
役務費					
通信運搬費					
広告料					
手数料					
火災保険料					
委託料					
補助金					
工事請負費					
備品購入費 等					
合 計					

様式第4号（第8条関係）

（文 書 番 号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

年度宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金に係る補助事業

中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった標記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 理 由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第11条関係）

新しい公共推進モデル事業成果等報告

1. 成果等報告

モデル事業名		
分類	一般枠	
事業実施主体名		
実施期間		
支援額		
マルチステークホルダーの取組状況		
事業概要		
事業内容		
得られた成果及び自己評価		
	評価 ランク	<input type="checkbox"/> S：特に優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> A：優れた成果が得られた <input type="checkbox"/> B：一定の成果が得られた <input type="checkbox"/> C：限定的であるが成果が得られた <input type="checkbox"/> D：成果が得られなかった

(注) 本事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等がある場合、様式第5号の別紙1を添付すること。

様式第5号の別紙1

(単位：円)

機械等の名称	価 格	管理者	耐用年数	備 考

様式第6号（第11条関係）

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
県 補 助 金		
自己調達資金等		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	当初又は変更後の 補助事業計画額	補助事業に要した経費 (実績額)	備 考
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 広告料 手数料 火災保険料 委託料 補助金 工事請負費 備品購入費 等			
合 計			

(3) 支出詳細

(単位:円)

費 目	事業金額	経 費 内 訳
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 広告料 手数料 火災保険料 委託料 補助金 工事請負費 備品購入費 等		
合 計		

様式第7号（第11条関係）

（文書番号）

年 月 日

宮崎県知事 （氏 名） 殿

住 所

名 称

代表者

印

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定の通知があった宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金について、宮崎県新しい公共推進モデル事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日（文書番号）による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |